

議第344号

辺地に係る総合整備計画（左京区花脊北部地域）の変更について

辺地に係る総合整備計画（左京区花脊北部地域）を次のように変更する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

辺地に係る総合整備計画（左京区花脊北部地域）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町の名称

京都市左京区花脊大布施町，花脊八柘町及び花脊原地町

(2) 地域の中心の位置

京都市左京区花脊大布施町183番地の1

(3) 辺地の人口

165人

(4) 辺地の面積

32.64平方キロメートル

(5) 辺地度数

105点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は，京都市左京区に属し，京都市の東北部に位置しており，北は左京区広河原地域に，西は右京区京北地域に隣接する山間地であり，左京区役所から約26キロメートルの距離にある。

当該辺地を南北に貫く府道広河原美山線は，北側は左京区広河原地域に，南側は花脊峠・鞍馬街道を経て京都市中心部へ通じている。また，府道広河原美山線と接続する国道477号は，右京区京北地域に通じてお

り、これらの府道や国道沿いに集落が形成されている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

ア 移動通信用鉄塔施設

当該辺地においては、携帯電話を使用することができない箇所があるため、携帯電話を使用することができる地域との間において情報格差が生じている。

そこで、移動通信用鉄塔施設の整備を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

イ 共聴施設

地上波テレビ放送については、平成23年7月にデジタル放送に完全移行されるが、当該辺地においては、電波特性の関係からデジタル放送は直接受信が困難であるため、デジタル放送を視聴できる地域との間において情報格差が生じるおそれがある。

そこで、共聴施設の整備の支援を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成20年度から平成22年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (移動通信用鉄塔施設)	京都市	113,500	12,500	101,000	101,000
電気通信に関する施設 (共聴施設)	京都市	36,000	25,205	10,795	10,000

提案理由

辺地に係る総合整備計画（左京区花脊北部地域）を変更する必要があるもので提案する。